

重点事業一覧

第4次守山市地域福祉活動計画

つながり 支え合って
ともに生きるまちづくり

～誰ひとりほっとかないプロジェクト～



令和3年度 社協ほっと♡ホット福祉大賞 写真部門最優秀賞「おいしいね」

事業名

取り組み内容

市民福祉講座の開催と
SNSを活用した情報発信

- 「市民福祉講座」を開催し福祉意識の醸成に努めます。
- フェイスブックなどのSNSを活用した情報発信に努めます。

福祉教育の推進

- 児童または生徒が主体となり、地域の実情に応じた身近なテーマで福祉教育を推進する「福祉活動推進校」を設置します。
- 地域福祉について学ぶ機会として「子ども福祉委員」を設置し、福祉の心を育みます。
- 福祉に関心を持ってもらう内容で福祉教育の教材を作成し、学校での出前講座の実施を働きかけます。

健康福祉部会の活動促進

- 自治会に健康福祉部会を設置し、地域福祉活動が充実するよう推進します。

生活支援ボランティアの体制整備

- 生活支援ボランティアを養成し、活動者を増やすとともに、広く市民に周知し、自治会や学区単位での立ち上げについて相談・支援を進めます。

多様な主体による居場所や
市民交流の場づくり

- 多様な主体による活動への助成事業を継続します。
- 学区や自治会、様々な団体等との実施体制を構築し、居場所づくりや市民交流の場づくりを進めます。

見守り支え合い活動の推進

- より多くの自治会で見守り支え合い活動を実施していただけるよう、活動事例集の作成や研修会を実施します。
- 高齢者などと接する機会のある事業者と連携し、異変などを早期に発見し、関係機関に適切につなぐ見守り協定を進めます。

支援が必要な方の
早期発見の仕組みの構築

- 市内の社会福祉法人と連携し、各法人の強みを生かした「何でも相談会」を開催します。



< 市内学校での福祉教育 >



< 生活支援ボランティア養成講座 >



< 赤い羽根チャレンジ事業公開プレゼン >

発行・編集 社会福祉法人 守山市社会福祉協議会

滋賀県守山市下之郷三丁目2番5号

TEL 077-583-2923

FAX 077-582-1615

令和4(2022)年3月発行



守山市社協
ホームページ



守山市社協
Facebook

赤い羽根共同募金の助成を活用して作成しました。

令和4(2022)年3月

社会福祉法人 守山市社会福祉協議会

基本理念

つながり 支え合って ともに生きるまちづくり
誰ひとりほつかならずプロジェクトへ

基本目標

基本方針

具体的施策

1
福祉を考える意識(ココロ)づくり

(1)福祉の心を育てる啓発

- ①広報活動や講演会等による啓発
- ②地域の取り組みの情報発信
- ③福祉意識の醸成

(2)福祉教育の推進、福祉の学び

- ①学校での福祉教育・学習の推進
- ②自治会等での福祉教育・学習の推進
- ③企業等での福祉教育・学習の推進
- ④ボランティア意識の醸成

2
地域の担い手を育てる人材(ヒト)づくり

(1)地域福祉活動の担い手づくりの充実

- ①民生委員・児童委員の活動支援
- ②福祉協力員制度の強化・充実
- ③地域福祉推進員の活動支援

(2)担い手同士のネットワークづくり

- ①学区社協活動の支援
- ②生活支援体制整備事業の充実
- ③健康福祉部会の活動促進
- ④民・福・自合同会議開催の推進
- ⑤福祉事業所連絡会の開催

(3)ボランティアや各種福祉団体の連携促進

- ①ボランティア団体の交流会、情報交換会の推進
- ②生活支援ボランティアの体制整備
- ③ボランティア参加の拡充

3
ともに支え合う地域(マチ)づくり

(1)安心して参加できる居場所づくり

- ①高齢者の居場所づくりの推進
- ②子どもの居場所づくりの推進
- ③世代間交流の推進
- ④多様な主体による居場所づくり

(2)市民による見守り体制の推進

- ①地域ぐるみで取り組む見守り活動の推進
- ②子どもの見守り
- ③事業所などとの連携

(3)災害に強いまちづくりの推進

- ①地域での災害時の取り組み
- ②災害時に対応できるネットワークの構築
- ③災害時のボランティア体制の整備

(4)多様な市民の活躍できる福祉のまちづくり

- ①福祉事業者同士の連携
- ②福祉人材の確保
- ③新たな福祉活動の支援

4
安心して暮らせる体制(シクミ)づくり

(1)支援を必要とする市民への包括的支援体制の強化

- ①生活困窮者等への相談支援体制の整備
- ②ひきこもり支援
- ③生活支援サービスなどの開発
- ④気軽に利用できる相談体制の整備
- ⑤フードドライブ等による支援

(2)市民の創意工夫によるまちづくりの支援

- ①学区・自治会の福祉のまちづくり事業の推進
- ②ボランティア団体・NPOのまちづくり事業の推進

(3)地域福祉を進める人材の確保

- ①学区のまちづくりを支援する体制づくり

(4)地域福祉を進める財源の確保

- ①市民による財源確保
- ②多様な財源確保の取り組み

計画の理念

本計画は、「地域共生社会」の実現に向け、市民一人ひとりが、日々ともにつながり、支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立することなく、安心して、その人らしい生活を送ることをめざします。

社会福祉協議会と地域福祉活動計画

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」で、「住民主体」の活動の原則のもと、市民のニーズを基本とし、民間組織としての特性をいかし、市民の自主的な取り組みを基礎とした活動を進めています。

地域福祉活動計画は、民間団体としての社会福祉協議会が中心となって、市民やボランティア、福祉施設などに参加や協力を呼びかけ、地域の福祉課題の解決に向け、取り組むべき内容を示した行動計画です。

計画の期間

令和4(2022)年4月1日から
令和8(2026)年3月31日まで

他の計画との関係性

